

性能評価手数料

1. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定により、以下の通りです。【新規】

(単位：円 非課税)

評価項目	評価の内容	手数料
規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表 3 の各項の認定に係る性能評価 <図書省略>	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	260,000
	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	360,000
	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	460,000
	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	720,000
	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1,020,000

※受付委員会以降に取り下げられても所定の手数料をいただきます。また、評価中に構造上重大な設計変更を行った場合においても、当法人で取り下げ扱いとさせていただきます場合がありますので、ご注意ください。

※委員会終了後 3 ヶ月が経過しても決裁用資料を提出されない場合は、申請取り下げ扱いとし、性能評価書を発行することができない恐れがありますので、ご注意ください。

※評価終了後に構造上重大な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。